

(仮称) 柏中学校区義務教育学校建設等工事設計業務委託
に関するプロポーザル方式募集要項

1 当該委託等の目的・概要

(1) 件名

(仮称) 柏中学校区義務教育学校建設等工事設計業務委託

(2) 業務概要

令和10年度に開校を目指す柏中学校区の義務教育学校について、柏中学校敷地内において、既存校舎を残しながら前期課程（1年生～6年生）の校舎増築等の基本設計・実施設計を行うもの。

当該事業は、柏中学校を運営しながら増築となることや本市初の義務教育学校であることから、専門的な知識を求められている。

したがって、本プロポーザルでは、応募事業者がこれまで培われてこられた知識・経験、また、柔軟な発想力により、既存校舎とのつながりある施設計画、シンプルで合理的・機能的な建物の設計や現施設の利用に配慮した安全な増築計画の技術提案を求める。

(3) 予定契約期間

契約日の翌日から令和8年3月27日まで

〔 基本設計：契約日の翌日から令和7年3月31日まで
実施設計：令和7年4月1日から令和8年3月27日まで 〕

(4) 予定金額（上限金額）

予定契約期間の予定金額総額は、509,564,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

なお、予定金額のうち、各会計年度における限度額は以下のとおりとする（令和7年度予算については、継続費を設定済み。）。

会計年度	限度額（円）
令和6年度	152,869,000
令和7年度	356,695,000
合計	509,564,000

2 参加資格

本プロポーザルの参加者は、公募開始日から契約締結日までにおいて、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「測量」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (5) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (6) 事業者として、一級建築士事務所の登録をしていること。また、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、延床面積8,000㎡以上の小学校、中学校、または義務教育学校の新築、増築もしくは建替えの基本設計が実施設計業務を請負い、完了した実績が1件以上あること。
- (7) 次の技術者の配置を満たすこと。

技術者	資格	経験年数	業務実績
管理技術者 (統括責任者)	一級建築士	13年以上	(6)の業務実績のうち、管理技術者又は意匠主任担当技術者として1件以上
意匠主任担当技術者	一級建築士	5年以上	(6)の業務実績のうち、管理技術者又は意匠主任担当技術者として1件以上
構造主任担当技術者	一級建築士又は 構造設計一級建築士	5年以上	(6)の業務実績のうち、構造主任担当技術者として1件以上
電気設備主任担当技術者	建築設備士又は 設備設計一級建築士	5年以上	
機械設備主任担当技術者	建築設備士又は 設備設計一級建築士	5年以上	
土木（建築外構）設計主任担当技術者	技術士（土木）若しくはRCCM登録者	5年以上	

ア 管理技術者、建築（意匠）及び建築（構造）の主任担当技術者は、受注者が個人である場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置すること。

イ 上記の配置予定技術者における経験年数とは、次に掲げる実務に従事した期間を指す。

(ア) 建築物の設計（建築士法第21条に規定する設計）に関する実務

(イ) 建築物の工事監理に関する実務

(ウ) 建築工事の指導監督に関する実務

ウ 管理技術者（統括責任者）は、各主任担当技術者を兼ねることができない。

エ 意匠主任担当技術者は、他の各主任担当技術者（構造・電気設備・機械設備・土木）を兼ねることができない。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和 6 年 4 月 1 日 (月)
質疑書 (参加意思表示について) の締切	令和 6 年 4 月 8 日 (月) 正午まで
質疑書に対する回答期限	令和 6 年 4 月 10 日 (水)
参加意思表示に係る書類締切	令和 6 年 4 月 16 日 (火) 午後 4 時まで
参加資格要件の審査結果通知	令和 6 年 4 月 18 日 (木)
現地柏市立柏中学校現地見学	令和 6 年 4 月 19 日 (金) ～ 5 月 9 日 (木) (土, 日, 祝日は除く)
質疑書 (技術提案書について) の締切	令和 6 年 4 月 25 日 (木) 正午まで
質疑書に対する回答期限	令和 6 年 5 月 7 日 (火)
技術提案書・辞退届の締切	令和 6 年 5 月 22 日 (水) 午後 4 時まで
一次審査 (技術提案書の審査)	令和 6 年 5 月 30 日 (木)
一次審査の結果通知	令和 6 年 6 月 4 日 (火)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和 6 年 6 月 8 日 (土)
二次審査結果の通知・公表	令和 6 年 6 月中旬頃

※スケジュールは状況による変更する場合がある。この場合は、参加意思表示書に記載されたメールアドレス又は FAX により連絡する。

4 質疑及び回答について

(1) 共通事項

内容等に不明な点がある場合は、次のとおり質疑書 (様式 9) により受付回答を行う。電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

ア 質疑方法

- (ア) 質疑書 (様式 9) を電子メールで柏市教育総務部教育施設課あてに送付すること
- (イ) メール件名は【 (仮称) 柏中学校区義務教育学校建設等工事設計業務プロポーザル質疑書 (法人名) 】とすること
- (ウ) 送付先 : shisetsu@city.kashiwa.chiba.jp
- (エ) 送付した際は、柏市教育総務部教育施設課 (04-7191-7379) に電話し到着確認をすること
- (オ) 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問 (参加業者数・参加業者名等) は受け付けない。

(2) 1 回目 (参加意思表示) に関する質疑について

ア 質疑期限

令和 6 年 4 月 8 日 (月) 正午まで

イ 回答方法

令和6年4月10日（水）までに柏市ホームページに掲載する。

(3) 2回目（技術提案書）に関する質疑について

ア 質疑期限

令和6年4月25日（木）正午まで

イ 回答方法

令和6年5月7日（火）までに柏市ホームページに掲載する。

5 参加意思表示について

(1) 提出期限

令和6年4月16日（火）午後4時まで（土日祝日を除く）

（送付の場合は、令和6年4月15日（月）必着とする。）

(2) 提出書類

ア 参加意思表示書（様式1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

ウ 会社概要書（様式任意）

会社案内（パンフレット）による代替でも可とする。ただし、以下の項目が記載されたものとする。

【会社名，設立年月，資本金，本社所在地，技術者数，業務内容】

エ 同種業務経歴書（様式3）

参加資格の業務実績を証する契約書等の写しを添付する。

ただし、守秘義務のある業務実績については、契約金額は未記載でも可とする。その場合、契約金額の記載欄には「非公表」と記載すること。また、添付する契約書の写しについては、契約金額を黒塗りでも可とする。

オ 管理技術者及び主任担当技術者の経歴（様式4）

本要領2（7）に記載の資格を証するものの写しを添付する。

カ 参加資格要件チェックリスト（様式5）

(3) 提出先

柏市教育総務部教育施設課

（柏市大島田48-1 柏市役所沼南庁舎2階）

(4) 提出方法

持参又は送付（書留等，発送の事実を証することができる方法）

(5) 提出部数

各一部

(6) 参加資格の可否

提出書類により参加資格の確認を行い，令和6年4月18日（木）までに参加

意思表示をした全てのものに対して、電子メールにより連絡する。

なお、既存図面等については、参加要件を満たした業者へ審査結果通知を送付する際に、併せて提供する。

6 技術提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和6年5月22日（水）午後4時まで（土日祝日を除く）

（送付の場合は、令和6年5月21日（火）必着とする。）

(2) 提出書類・提出部数・留意点

書類	部数	留意点
ア 技術提案書表紙 （様式6-1）	1部	代表者印を押印の上、提出すること。
イ 技術提案書 （様式6-2）	11部	「9 審査基準」(1)①に掲げる課題テーマについて日本産業規格A3用紙横使い合計3ページ以内で簡潔に表現すること（様式6-2にかかわらず任意の様式で作成しても構わない）。文字は読みやすいように10ポイント以上とすること。図表中の文字についてはこの限りでないが、読みやすさに配慮すること。参加者を特定又は類推することができる内容（具体的な会社名・個人名・ロゴマーク・参加要請者が設計実績を有する学校名当等）は記載しないこと。
ウ 業務実施体制方針 （様式7）	11部	「9 審査基準」(1)②に掲げる内容について、日本産業規格A4用紙縦使い1ページで簡潔に表現すること（様式7にかかわらず任意の様式で作成しても構わない）。
エ 見積書及び内訳書 （様式任意 税抜き価格表記）	1部	代表者印を押印して提出すること。2年間の総額と、各年度の内訳を記載すること。「1当該委託等の目的・概要」(4)に記載の予定金額を超えないこと。

また、イ及びウについては、データでも提出すること。データは、様式ごとにPDF化し、CD-Rにて提出を行う。CD-Rには業務名及び会社名を明記すること。

(3) 提出先

柏市教育総務部教育施設課（柏市大島田48-1 柏市役所沼南庁舎2階）

(4) 提出方法

持参又は送付（書留等、発送の事実を証することができる方法）

(5) その他

参加意思表示書を提出後、提出期限までに技術提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式8）を令和6年5月22日（水）午後4時までに柏市教育総務部教育施設課（柏市大島田48-1）に持参又は送付（書留等、発送の事実を証することができる方法）により提出すること。送付の場合は、令和6年5月21日（火）必着とする。

なお、参加を辞退したことによって、今後、不利益な取扱いを行うことはない。

8 現地見学について

(1) 実施方法

実施期間中、事前に当課に現地見学日候補を挙げていただき、了承を得ること。

令和6年4月19日（金）～令和6年5月9日（木）（土、日、祝日を除く。）

※上記期間中、学校都合により現地見学ができない日が生じることご了承ください。

(2) 予約方法

参加意思表明時に合わせて、申請書（様式10）を提出。

(3) 提出先

柏市教育総務部教育施設課（柏市大島田48-1 柏市役所沼南庁舎2階）

(4) その他

- ・現地見学において、公平性を保つため、その場での質問を受け付けません。
- ・他の業者と時間が重なる際は、先着順で決めさせていただきます。
- ・写真撮影に関しては、生徒が映らない形での撮影は可とします。
- ・学校運営の観点から視察時間は1～2時間程度を予定しております。

9 選定方法

(1) 柏市プロポーザル方式選定委員会

プロポーザル実施から優先交渉権者の特定までを行うため、「柏市プロポーザル方式選定委員会（（仮称）柏中学校区義務教育学校建設等工事設計業務）」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員は次のとおりとする。

氏名	所属・職名
長 澤 悟	東洋大学名誉教授 教育環境研究所所長 学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ委員
垣 野 義 典	東京理科大学創域理工学部建築学科 教授 学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ委員
伊 藤 嘉 章	柏市立柏中学校校長
三 浦 邦 彦	柏市立柏第一小学校 校長
富 高 誠 司	柏市立旭東小学校 校長
福 島 紀 和	柏市教育委員会学校教育部部长

原 田 明 廣	柏市教育委員会教育総務部部長
松 澤 元	柏市教育委員会教育総務部次長兼教育政策課長
中 村 泰 幸	柏市教育委員会教育総務部次長兼学校給食課長
古 谷 正 人	柏市教育委員会教育総務部教育施設課長 学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ委員

(2) 技術提案書等の審査

提出された技術提案書等に対し、選定委員会において次に定めるところにより2段階方式による審査を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 提出された技術提案書等の審査（以下「一次審査」という。）

イ 技術提案書等一次審査の通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングの審査（以下「二次審査」という。）

(3) 一次審査及び結果通知

選定委員会において、次に定めるところにより審査を行い、二次審査の参加者の3～4者を選定する。また、選定後に技術提案書等の提出者全員に対し「一次審査結果通知書」を送付及びインターネットメールで送付し、二次審査の参加者に対しては「二次審査への参加要請書」も併せて送付及びインターネットメールで送付する。

ア 審査実施日

令和6年5月30日（木）

イ 審査項目

「10 審査基準」のとおり

ウ 結果通知日

令和6年6月4日（火）

(4) 二次審査

選定委員会において、技術提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 実施日

令和6年6月8日（土）午後

※場所及び時間については、「二次審査への参加要請書」と同時に通知する。

イ 出席者

二次審査への出席者は、配置を予定している管理技術者（統括責任者）及び意匠主任担当技術者を含む4名までとする。

ウ 所要時間

プレゼンテーションに係る時間及びヒアリングに係る時間は、「二次審査への参加要請書」と同時に通知する。

エ 審査項目

「10 審査基準」のとおり

オ その他

(ア) プレゼンテーション時にスクリーンを利用する場合は、プロジェクター（接続ケーブルを含む）、スクリーン、延長コードは貸し出すが、それ以外の物品は、技術提案者側で用意すること。

(イ) プレゼンテーションの内容は提出済みの技術提案書等のみとし、当日の別資料の配付は認めない。

10 審査基準

(1) 一次審査

提出された技術提案書等に対し、以下の項目について選定委員会で審査を行う。各提案及び審査についての討議を踏まえ、選定員の各投票により票数の多い順に3～4者の二次審査への参加を選定する。

なお、提出された技術提案書が3者未満の場合は、選定委員の多数決により二次審査への参加者を選定する。

なお、技術提案書の作成にあたり、「柏中学校区における義務教育学校施設整備方針」を確認されたいが、内容についてはあくまで参考程度と考えること。

①各課題に対する技術提案（様式6-2）
(1) 既存中学校校舎と新校舎をつなぐ配置計画 (2) 異学年交流の促進につながる空間計画 (3) 新しい時代の学びを実現する教育環境づくり (4) 安全・安心に配慮したシンプルで機能的・合理的な建物の設計 (5) 学校運営や維持管理しやすい学校施設 (6) 前期・後期課程に配慮した屋外運動施設 (7) その他、設計者として特に提案したい事項
②業務実施体制方針（様式7）
本業務に対する十分な理解を踏まえた業務方針や配置技術者の体制

(2) 二次審査

提出された技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングで得た内容をもとに、下記項目について選定委員会での討議を踏まえた上で審査・採点を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

①業務実施体制 ※(1)と同様（配点20点）
②各課題テーマに対する技術提案 ※(1)と同様（配点160点）
③価格点（配点20点）

11 審査結果

優先交渉権者の特定後、速やかに技術提案書等二次審査の全ての参加者に対して「技術提案書等二次審査結果通知」を送付します。また、書類等審査後、ホームページ上にて審査結果を公表いたします。

なお、参加者が1者のみであった場合は、選定委員による採点の合計得点率が6

割以上で、かつ、受託候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。

1.2 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (5) 本プロポーザルの参加者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡等、公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他、技術提案にあたり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。
- (7) 予定金額の上限金額を超えるとき。

1.3 契約手続き

- (1) 委託契約は、受託候補者と協議の上、仕様書を確定し、提案金額の範囲内で随意契約する。
- (2) 決定した受託候補者と契約合意に達しない場合は、選定委員会によるプレゼンテーション審査において、最上位の次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉することがある。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、技術提案書等の提出書類が開示の対象となる。

1.5 契約担当部署

- (1) 担当部署
柏市教育総務部教育施設課
- (2) 連絡先
〒277-0825 千葉県柏市大島田48-1
電話番号：04-7191-7379（直通）
FAX 番号：04-7191-1660
メールアドレス：shisetsu@city.kashiwa.chiba.jp